

2013年米国通商代表（USTR）外国貿易障壁報告書 （日本の貿易障壁言及部分：外務省作成仮要約）

平成 25 年 4 月 4 日
外 務 省

米国時間2013年4月1日、米通商代表部（USTR）が公表した「2013年外国貿易障壁報告書」の我が国に言及する部分は以下のとおり。

1 輸入政策

(1) 牛肉輸入制度

2013年1月末、米国と日本は日本向けの米国産牛肉・牛肉製品の輸出拡大に向けた新たな条件に合意した。2013年2月1日に効力を生じたこの新しい条件の下で、日本は現在、30か月齢以下（従来は20か月齢以下）の牛肉の輸入を認めている。これらの重要な変更により、米国産牛肉の日本向け輸出は今後数年間で数億ドルになると見込まれる。また、両政府は、新たな合意の下での進捗状況の確認や今後生じうるあらゆる問題に対処するために定期的及び臨時的に協議を行うことに合意した。日本はまた、食品安全委員会によってBSEのリスク評価が行われており、この評価は国際基準を考慮し、米国から輸入される牛肉及び牛肉製品の月齢制限を30か月齢より更に引き上げることにについて検討を行うことを含むものであることを確認した。

(2) コメ輸入制度

日本の極めて規制的で不透明な輸入米の輸入・流通制度が日本の消費者の輸入米への意味あるアクセスを制限している。

一般ミニマムアクセス入札を通じた米国産輸入米のほとんどすべてが政府在庫に向けられ、その政府在庫から、ほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられる。業界の調査によれば日本の消費者は米国産の高品質米を買うと見込まれるにもかかわらず、米国産と特定され消費されるコメはわずかである。米国は日本が今後ともWTO上のコメ輸入量に関するコミットメントを満たすことを期待。

(3) 小麦輸入制度

日本では小麦は、農林水産省を通じて輸入され、日本の製粉会社に対し、輸入額より相当に高く売り渡される。高い価格が日本の小麦製品の価格を引き上げ、小麦の消費を減退させている。2007年に、農林水産省は国際価格の変動を踏まえて小麦の売渡し価格について頻繁な調整ができるよう小麦輸入制度を改定したが、米国政府は、引き続き日本の小麦の国家貿易の運用とそれによって貿易を歪曲する可能性を懸念。

(4) 豚肉輸入制度

（豚肉輸入制度を説明。）

(5) 牛肉セーフガード

（牛肉セーフガードの仕組みを説明。）

(6) 水産品

日本の輸入水産品に対する関税は一般的に低いですが、複数の産品に対する関税が米国輸出の障害となっている。他に市場アクセス問題も残っている。例えば、日本はスケトウダラ、マダラ、シロガネダラ、サバ、イワシ、イカ及びニシンに輸入割当を維持。さらに、タラ、タラコ及びスリミにも輸入割当を維持。日本の輸入割当制度行政は著しく改善しており、米国産魚類及び水産物輸出への障壁は引き続き軽減されることが期待されている。

(7) 牛肉、かんきつ類、乳製品、加工食品への高関税

日本は、赤肉、かんきつ類、ワイン、乳製品及びあらゆる加工食品を含む米国にとって重要な複数の食品に高関税を維持。これらの高関税は、一般的に日本で国内生産がある食品にかけられている。これら高関税品目の関税を削減することが米国政府の優先事項である。

(8) 木材及び建築資材

日本は特定の木材製品の輸入に課す関税を維持している。木材製品への関税の撤廃は米国政府の長年の目標。

(9) 皮革製品・靴

日本は、皮革履物の日本市場への輸入を実質的に制限する関税割当枠を設定し続け、米国製及び米国ブランドの履物の市場アクセスに悪影響を与えている。米国政府は、同割当の撤廃を引き続き目指していく。

(10) 税関問題

米国政府は、日本に税関手続きを改善し、他のより迅速で、より低コストの解決策を見出すための様々な取組を行うことを求め続ける。米国政府は、日本が税関法に基づく免税輸入限度額を1万円からより高い水準へ引き上げることが求めてきた。日本の事前教示制度のシステムの強化もまた、米国の輸出者にとって透明性及び予見可能性を向上させるだろう。通関手続き及び通関時間は、例えば、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のすべての利用者が申告のための通関事務所を選択できるようにすることでさらに円滑化されるであろう。また、航空急送貨物の検疫を到着空港ではなく保税倉庫で行うことや特定貨物の事後輸出申告を認めることにより、さらなる円滑化が見込まれるだろう。

2 サービス障壁

(1) 日本郵政

米国政府は、日本郵政を民営化すべきかについては中立である。しかし、日本郵政グループの金融機関やネットワーク会社の改革が日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしかねないことから、米国政府は日本政府の郵政改革の取組を引き続き注視するとともに、日本政府に、日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との間で対等な競争条件が確保されるために必要なすべての措置をとることを求めていく。

2012年4月に成立した郵政民営化改正法は、対等な競争条件に対する長年の懸念をさらに高めた。特に、今回の見直しは、日本郵政各社の保険業法及び銀行業法からの適用除外を拡大し、日本郵政各社が業務範囲を拡大することが認められる前に満たさな

ければならない条件を下げ、日本郵政の郵便配達業務を行う会社と郵便局ネットワークを管理する会社の合併を認めて内部相互補助の懸念を増幅させた。

急送便の分野について、米国政府は日本郵便と国際急送便事業者との間の不公平な競争条件に引き続き懸念を有している。米国政府は、日本郵便が他の国際急送便事業者と同様の通関手続・費用を求められること、独占的な郵便事業の収入による日本郵便の国際急送便への補助を防止すること等により、日本が公平な競争を進めていくよう呼びかける。

米国政府はまた、日本が郵政改革を検討するに際し、意思決定が行われる前に、関心を有する者が政府当局や諮問委員会等に意見を述べ得るパブリックコメントの手続きと機会の十分かつ意味ある活用を行うことを含め、郵政民営化法の見直しの実施を含めた郵政改革のプロセスが十分に透明であることを確保するよう引き続き求めている。タイムリーかつ正確な会計報告や関連文書の開示は、引き続き会議の議題、議事録及びその他の関連文書を公開していくことと同様に郵政改革のプロセスにおいて重要な要素である。

(2) 保険

日本の民間保険市場の規模や重要性及び依然として残っている障壁の範囲に鑑み、米国政府は、日本政府による規制枠組みが開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き高い優先事項としている。

ア かんぽ生命

米国政府は、かんぽ生命が日本の保険市場の競争に与える負の影響につき長年懸念を有しており、改革の実施を引き続き注視している。米国政府の観点から見た重要な目標は、日本のWTOの義務と整合的に、日本郵政各社と民間セクターとの間に対等な競争条件を確立することである。また、日本郵政グループ各社に関連する法律や規制の実施にあたり、日本が完全な透明性を確保することも重要である。

米国政府は日本に対し、こうした懸念に対応するため、複数の取組を引き続き求めていく。例えば、①日本郵政グループの金融機関と民間企業に対する同等の監督、②日本郵便が、そのネットワークに関して、他の民間保険会社に対して、日本郵政グループの会社と同等のアクセスを与えると同時に、民間会社の商品を透明性を持って、差別なく選択し提供することを確保すること及び③日本郵政グループの会社に保険業法のアームズ・レングス・ルールとの整合性を厳守させることや適切な会計文書の公開を含め、日本郵政内の事業や関連会社間の相互補助を防止するための適切な措置をとること。

米国政府は、対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループがグループ金融機関の業務範囲を拡大することを日本政府が認めないよう、引き続き求める。さらに、新商品認可のプロセスが透明かつ全関係者にオープンであることが肝要である。

米国政府は、これらの問題に対して深い懸念を表明するとともに、2012年9月にかんぽ生命及びゆうちょ銀行によって提出された学資保険の改定及び新たな住宅ローンサービスの認可プロセスを引き続き注視する。

イ 外国保険会社の現地法人化

2012年8月、金融庁は「平成24事務年度保険会社等向け監督指針」を発表した。同指針は、外国保険会社の支店に現地法人化を求めることが適切であろうと示唆している。米国政府は日本政府に対して、外国保険会社が日本市場にアクセスする法的形態についての選択肢を引き続き認めることを求めると共に、保険の提供に影響するあらゆる措置について意見表明をする意味のある機会を提供するよう求める。

ウ 共済

米国政府は、対等な競争条件を確保するため、共済が、金融庁による監督下に置かれることを含め、民間セクターのカウンターパートと同じ規制水準・監督に服することを求める。

米国政府は、金融庁または他のどの省庁の規制にも服さない保険事業を有する共済に対して金融庁に監督権限を与えるという方向の進展を逆転させる動きについても引き続き懸念を有する。2005年の保険業法改正は、規制されていない共済を金融庁の監督に服することを求めることで、これを達成したであろう。しかし、日本政府は、実施を遅延し、また場合によっては実施に例外を設けてきた。

エ 保険契約者保護機構（PPC）

2012年3月、日本政府は、PPCに対する政府の拠出の既存の制度を2017年3月まで、向こう5年間延長した。米国政府は、日本に対してPPCシステムについて、これらの措置が再び更新される前に関係者との十分かつ意味のある審議を通じた抜本的な変更を引き続き求める。

オ 保険の銀行窓口販売

金融庁は、銀行窓口販売の自由化3年後の行為規制のレビューを行うことをコミットした。2011年7月、金融庁はモニタリング結果に沿って行為規制の若干の見直しを明らかにする報告書を公表した。2012年4月に施行された改正規制は、保険商品の販売に係る規制緩和の範囲が狭いことから、商業的インパクトは比較的限定的であった。米国政府は、日本政府が更なる見直しを行うことにいまだコミットしていないことに懸念し、日本政府に対して銀行窓口販売チャンネルについて、事実関係に基づいた透明性のある見直しを近い将来行うことを求める。次回の見直しは、利害関係者からの意見表明のための意味のある機会を包含し、保険契約者保護の強化及び消費者による選択肢の改善のため、世界のベストプラクティスを考慮すべきである。

(3) 他の金融サービス

金融庁によるベター・マーケット・イニシアティブへの取組を始め、日本の金融サービス分野における改善が行われているものの、米国政府は日本に対し、オンライン金融サービス、確定拠出年金、信用調査機関、顧客情報の共有を含め、引き続き金融セクターの改革を求める。同セクターにおいては、特に、ノーアクションレターや関連のシステムの効率性向上、日本の金融関連法の解釈の書面による提示及び懸念や調査手続の改善の可能性等についてすべての関係者からの意見表明を要請すること等の透明性慣行について一層の改善が必要である。

(5) 電気通信

米国政府は、引き続き以下のことを日本に求めていく：新興技術や事業モデルのための公平な市場機会の確保；融合・インターネット対応サービスのための適切な規制枠組みの策定；及び支配的事業者に対する競争上のセーフガードの強化。米国政府は、日本がルール策定に際しての透明性を改善すること及び制度的意思決定において公平性を確保するよう引き続き求める。2012年1月、日本は情報通信技術（ICT）サービスに関する共通の通商原則につき米国と合意したが、これは、これらの課題の多くに対応するための前向きな進捗である。

ア 固定回線相互接続

2012年3月、総務省は、NTT東日本及びNTT西日本の相互接続料を、2012年度を通じて長期増分費用（LRIC）モデルに基づいて算定し、承認した。2012年3月、総務省は、NTT東日本及び西日本によるイーサネットデータ伝送を含む次世代ネットワークについての2012年度の相互接続料についても承認した。これらの相互接続料は国際標準からみていまだ高止まりしている。

イ 支配的事業者規制

NTTの法的構造に関する日本が実施中の全体的な見直しに照らし、米国政府は日本に対して、融合サービス市場に参加するすべての事業者に影響する電気通信市場の競争の確保に引き続きコミットするよう求めてきている。

ウ ユニバーサルサービス

ユニバーサルサービス基金が存在するにもかかわらずNTT東日本からNTT西日本への特定費用負担金を維持しているのは、重複に見える。米国政府は、この相互補助の廃止を求めてきた。

エ モバイルターミネーション（携帯電話接続）

携帯電話接続料は、未だ国際標準及び特に日本における固定回線接続料と比較し高止まりしている。相互接続料に係る総務省の新たなガイドラインに従って2012年1月、NTTドコモは他携帯サービス事業者との電話接続料を2011年3月に遡及して最大21.8%減額することを発表した。総務省はすべての携帯事業者に対して、この新たなガイドラインに追従するよう促している。しかし、NTTドコモとは対照的に、他の携帯電話事業者の接続料は高止まりしており、料金値下げのための折衝努力は成功していない。携帯セクターに新規事業者が参入する中、米国政府は進展を注視するとともに、総務省に対し、より経済的に効率的で事業間で相互に接続料を支払い合うことのない「ビル・アンド・キープ」制度への移行の利点を検討するよう働きかけてきた。

オ 新しい移動体無線免許

周波数不足と新技術に対する高い需要に照らし、米国政府は総務省に対し、特に2011年7月に放送局が地上デジタルテレビへ移行したことで入手可能となった周波数に関し、技術的中立性の原則と整合するようなタイムリーで、透明性があり、客観的で非差別的な方法で商用周波数を割り当てるため、オークションを含む代替メカニズムを検討することを引き続き求める。2011年12月、総務省は、商用周波数割当にあたり、オークションも選択肢となり得るシステムを2015年までに導入する予定であることを明らかにした。2012年3月、日本政府は周波数を割り当てるためのオークションの使用を総務省に認可するための電波法の改正法案を提出したが、国会は同法案について審

議しなかった。2013年2月、新政権下の政府は現在の国会審議に同法案を提出しないことを決定した。

(6) 情報技術(IT)

2012年1月、日本政府は、ICTサービスに関する共通の通商原則を米国政府と締結することで前向きな対応を行った。同原則は、規制の透明性、ネットワーク及びアプリケーションへのオープン・アクセス、国境を越える自由な情報流通、デジタル・プロダクトの非差別的取扱い、及び情報通信技術（ICT）サービスにおける外国投資を含む広範な項目に及ぶ。しかし、米国政府は引き続き日本政府に対し、クラウドコンピューティング、医療IT、プライバシー、IT及び電子商取引に関する政策立案に関連する懸念に対応することを求める。

ア クラウドコンピューティング

米国は、日本の国内外で提供されるデータサービスについて非差別原則を採用することを求めてきた。米国政府はまた、日本政府に対してデータセンターやクラウドコンピューティングについてのルールの策定及び実行に当たっては、十分な透明性の確保と内外の企業からの意見聴取を求めてきている。

イ 医療IT

不十分な償還インセンティブに加え、相互運用性、技術的中立性及び国際的調和を欠く政府の政策は、米国の重要な市場である日本の医療ITサービスセクターの拡大を妨げる。米国政府は、技術的中立性、相互運用性を促進し、患者に診療記録へのアクセス拡大を可能とする、国際基準に基づいた医療ITの迅速な実施を通じた、ヘルスケアにおける質と効率性の改善を日本に求めてきた。2012年9月、米国と日本政府の医療ITの専門家は、互いに関心のある医療ITに関する事項に取り組むための対話を開始するために東京で会合を持った。

ウ プライバシー

ばらばらで一貫性のない日本の省庁におけるプライバシーガイドラインは、日本における個人情報の保存や一般的な扱いに関し、不必要に負担の多い規制環境を作り上げた。米国政府は、日本に対し、政策の標準化や一貫したガイドラインの実施を通じ、中央政府全体のプライバシー法執行にあたり、一層の一貫性が導入されることを求めてきた。米国政府は、さらに、オンライン広告に関するプライバシーガイドラインが策定される過程において、適切な情報の共有を促し、完全な透明性を確保するとともに広く協議すべく、日本がプライバシー法の規定や適用を見直すことを求めてきた。

エ IT及び電子商取引

IT及び電子商取引に関する日本の政策立案プロセスの透明性が不十分であることは、日本におけるイノベーションと競争力を妨げ、米国企業のアクセスを制限してきた。米国政府は、日本に対し、政策立案過程のすべての段階における産業界のインプットの聴取及び考慮を通じ、政策立案過程を改善することを求めてきた。

オ 海外からのオンライン・コンテンツの消費税

2012年、財務省は日本の消費者に海外からオンラインで配信される音楽や書籍に消費税を課す方針を発表した。日本に配信拠点を置く企業によって配信される音楽や書籍は、既に消費税の対象となっている。財務省はEUで使用されているシステムをモデ

ルとした義務的登録システムを外国企業に導入することを提案している。3月1日、財務省は税制改正法案を国会に提出したが、同法案には海外からオンラインで配信される音楽や書籍に消費税を課税するための条項は含まれておらず、財務省は海外からのオンライン・コンテンツに対する課税のための効果的な枠組をいまだ検討していることを示唆している。米国政府は進展を注視する。

(7) 司法サービス

日本は外国弁護士が日本において国際法務サービスを効率的な形で提供する能力に制約を課している。米国政府は引き続き日本に対し、法務サービス市場をさらに開放するよう求めている。2012年3月、外国弁護士が日本国内において支店の開設が許可される日本の専門職法人を設立することを認める法案が国会に提出された。しかし、その法案は成立せず、再び国会に提出されるかどうかは不透明である。次なる重要なステップは、外国弁護士が専門職法人を設立したか否かを問わず、複数の支店を日本に開設することを認めることである。米国政府は引き続き、日本に対し、日本の弁護士が海外の弁護士とともに国際法務パートナーシップに加盟することについて、法的な障害や弁護士会において障害がないことを確保すること及び新規外国法務コンサルタントの登録手続の迅速化を含む他の重要な措置を取るよう求めている。

(8) 教育サービス

米国政府は、外国大学が日本の教育環境に対し独特な貢献を提供し続けることができるように、引き続き日本の文部科学省に対し、外国大学と取り組むことを通じ、日本の大学に匹敵するような税制上の優遇措置を与えるための全国規模の解決策を探ることを求めている。

3 知的財産保護

日本は一般的に強固な知的財産権保護と執行を行っているが、米国政府は引き続き日本に対し、二国間協議・協力及びマルチや地域的な会議を通じ、特定の分野における知的財産権保護と執行の改善を求めている。2011年10月の日本によるACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）への署名及び2012年9月の承認（外務省注：本文には“ratification”と表記されているが、実際に9月に行われたことは国会の承認であるため「承認」という用語を用いた。）は前向きな進捗であった。

米国政府は、日本に対し、デジタル環境における海賊対策を含め、海賊版発生率を引き続き引き下げるよう求めてきた。警察や検察は、権利者の申立なしには、知的財産犯罪を独自に取り締まる職権上の権限を欠く。さらに、米国政府は日本のインターネット事業者（ISP）責任法が、インターネット上の権利保持者の作品に十分な保護を与えるために、改善されるよう求めてきた。

日本は、特に技術的保護手段に対する保護を拡大する2011年に関税法及び不正競争防止法並びに2012年に著作権法の見直しのための取組を行った。しかしながら米国政府は、日本が引き続き技術的保護手段の回避、そのような回避のために使用されるツールの密輸に対し、効果的な刑事・民事上の対処法を講じるために法律を更に強化することを提言する。

日本は映画の著作物の保護に対しては70年の保護期間を与えているにもかかわらず、著作権及び関連する権利によって保護される他の全ての著作物に対して50年の保護期間しか与えていない。米国政府は引き続き日本に対し、最近の国際的潮流に沿って著作権及び関連する権利のすべての対象について保護期間を延長するよう求めている。著作権法の改正が2010年に施行され、特に、これにより私的利用の例外条項は、音楽作品や映像が違法なソースから意識的にダウンロードされた場合は適用されないことが明らかとなった。2012年の追加的な改正により、このような事例において刑事罰が適用されることとなった。米国政府は、これらの取組を歓迎するが、日本政府に対し、このような私的利用例外への制限が著作権及び関連する権利によって保護されるすべての作品にも広げられるよう引き続き求めている。

加えて、米国政府は、地理的表示(GI)の保護のため、5年以内にsui generis制度を導入するとの計画に係る2011年10月の日本の発表に関し、引き続き動向を注視する。米国政府は、日本が、GIを保護するために既存の制度の変更を考える場合、既存商標の権利者の先行権利の保護、一般名称の使用の確保、異議申立・取消手続の保障など、GI保護範囲とGI登録保護手続を含む一定の主要原則を確保するよう求めている。

4 政府調達

(1) 建設、建築及び土木工事

米国企業は、毎年、日本の巨大な公共事業市場において、1%よりはるかに少ない事業しか獲得していない。日本の公共事業セクターへの米国の設計・コンサルティング及び建設企業の参入を制限する、談合を含む問題ある慣行が続いている。

米国政府は、この広汎な問題の対策のため、より効果的な行動をとるよう引き続き日本に対し働きかけていく。米国企業が特に関心を抱く、幾つかの大規模公共事業について、米国政府は特別な注意を払っている。これらは、外環道を含む主要高速道路、主要公共建築物、鉄道および駅工事調達、都市開発及び再開発事業、計画的港湾施設拡張事業、主要なPFI事業、さらに未実施または未完成のMPA（「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府措置」）事業等である。米国政府はまた、環境浄化、「グリーン」建築、設計、調達に関する動向にも注視していく。

(2) 情報通信(IT)の調達

透明性欠如、単独供給契約への過剰な依存、知財所有権への制限等が、特に、日本政府のIT調達への米国企業の参加を妨げている。したがって、米国政府は、日本に対し、技術的中立性や相互運用性の原則に基づく国際的な技術の潮流や基準を反映する国内の政府横断的な政策の遂行等を通じて、日本が政府調達に一層の競争、透明性、公平性を導入することを求めてきた。2012年8月、日本は初の中央政府情報化統括責任者を任命した。米国政府は、日本が新しいCIOの地位をITの政府調達の改革に活用するようを促している。加えて、米国政府は、クラウドコンピューティング事業に係る日本の政府調達クラウド事業提供者によって使用される技術との関係で中立的となるよう働きかけている。

5 投資障壁

世界第3位の経済大国であるにもかかわらず、日本は依然としてOECD加盟国のどの主要国と比べても投資全体に占める対内直接投資が最も低い。OECDの統計によれば、2010年末の対内直接投資残高は、全OECD平均のGDPの28.8%と比較し、日本はわずか3.7%である。他のOECD諸国では外国直接投資の最大で8割を占める対内M&A活動も日本においては遅れている。

様々な要因が日本におけるクロスボーダーM&Aを困難にしている。それらは、外国人投資家に対する態度、株主の利益よりもゆるぎない経営陣を保護する不適切なコーポレートガバナンスのメカニズム、株式持ち合い、財務の透明性や情報開示の不足等である。

6 反競争的慣行

日本は競争政策の強化のため、近年、課徴金の増額及び処分の厳格化、時効の延長及び公正取引委員会の執行メカニズムや手段の強化を含む重要かつ前向きな取組をしてきた。同時に、現行の独占禁止法の執行のためのシステムがデュー・プロセス保護を十分に与えていないかもしれないという懸念が存続する。

(1) 独占禁止の遵守及び抑止の向上

米国政府は引き続き日本が深刻な独占禁止法違反に対し、執行の実効性を最大限にするよう取り組むことを求めてきた。

大学院レベルの経済学の訓練を受けた職員の数の不足という要因により公正取引委員会の独占禁止法を執行する能力が制限されている。この要因は、公正取引委員会が、カルテル的行動でないことを適切に評価するために必要とされる経済分析に従事することを妨げる。米国政府は引き続き、公正取引委員会がその経済分析能力を向上させることを求める。

(2) 公正取引委員会の手続的公正と透明性の向上

公正取引委員会は、発出される排除措置命令や課徴金納付命令の対象企業に対し、公正取引委員会職員からの証拠を見直すこと及び最終命令発出の前に、証拠を提出し抗弁することを認めているものの、現行のシステムが十分な法の適正手続を保障しているのかについて疑義が生じている。

米国政府は、公正取引委員会の捜査、審決及び抗告プロセスにおける特定の手続的公正性に関連する問題について引き続き懸念を提起する。

(3) 談合撲滅のための手段拡充

米国政府は、政府調達における利害の衝突を防ぐため、政府関係者による談合への関与を撲滅するための努力を改善し、及び行政措置減免制度を拡大するためには追加的な措置が必要であるとの懸念を引き続き表明する。

7 その他分野及び分野横断事項の障壁

(1) 透明性

米国政府は、政府の規制や政策決定プロセスにおける高い透明性を達成するための新たな施策を採用するよう日本に強く求めてきている。

ア 諮問機関

米国政府は、すべての利害関係者に対して、諮問機関及び他の政府開催のグループに参加し、またこれらに対して直接情報提供できるような、豊富で有意義な機会が適切に提供されるように保証するための新たな要件を採用することにより、これら諮問機関及びグループの透明性を保証することを求め続ける。

イ パブリックコメント

米国政府は、日本が既存のパブリックコメントが十分に実施されていることを保証し、制度をさらに改善するために、例えばルール策定に係るパブリックコメント期間を2倍の60日にする等、追加の改正を行うことの必要性を強調してきている。

ウ 規制と規制執行の透明性

民間部門がコンプライアンスを必要とする規制と規制の公的な解釈に関する十分な情報を持つことを保証するため、米国政府は、日本が特に省庁と機関に対して、規制と、規制に一般的に適用される解釈に関するすべての政策方針を公表するよう命じるように求めている。

(2) 商法

米国政府は、取引上適用されうる合理的且つ明瞭なインセンティブの有無を含め、国境を越える合併買収の障害を特定・撤廃するよう、また、日本企業が買収防衛策を採用し、もしくは株式持ち合いに従事するときに、株主の利益が適切に保護されるように対策を講じることを日本に対して求め続けている。

米国政府はまた、商法と企業統治システムを一層改善するよう日本に求め続けている。これらの変更には、積極的かつ適切な議決権行使を促進・奨励すること、社外取締役の最低要件を定め独立性を確保し、取締役会での社外取締役の役割を増大させること、取締役と大株主の受託義務の明確化により少数株主の保護を強化すること、上場企業の企業統治を改善し、少数株主の利益の保護を保証するような上場規則とガイドラインを採用するよう証券取引所に求めることを含み得る。

2012年11月、東京証券取引所は、企業統治に関する取締役向けの初めてのハンドブックの発表という前向きな取組を行った。加えて、2012年の法制審議会の提言に基づき、日本政府は、監査・監督委員会設置会社の創設や社外取締役の要件の厳格化、多重代表訴訟制度の創設などを含む、実現すれば一定の前進となる前向きな措置を検討している。しかしながら、もし実現されたとしても、日本を国際的なベストプラクティスと一致させるためには更なる進展が必要であろう。一つの重要な取組は、企業が少なくとも1名の社外取締役を任命することを求めるとの要件を導入することであろう。

(3) 自動車関連

伝統的に様々な非関税障壁が日本の自動車市場へのアクセスを妨げてきた。米国産自動車及び自動車部品の日本での総売上は、依然として低く、重大な懸念である。

米国政府は、日本の自動車市場の米国の自動車メーカーに対するアクセスの全般的な欠如に関して懸念を表明してきた。障壁は、基準及び認証に関連する問題、基準及び規制策定に際して利害関係者からの意見表明のための十分な機会の欠如、流通・サービスネットワークの展開を阻む障害、並びにPHP制度を通じて輸入される米国車が一時的な財政上のインセンティブプログラムから利益を得る均等な機会の欠如を含むがこれに限らない。米国政府は、日本の自動車関連市場におけるすべての障壁に対応するよう、日本に働きかける。

(4) 医療機器及び医薬品

革新的な米国の医療機器は、日本で利用可能となる何年も前に世界の他の場所で導入され（デバイス・ラグ）、又は日本に全く導入されないということがしばしばある（デバイス・ギャップ）。日本政府は、デバイス・ラグやデバイス・ギャップが患者に革新的かつ命を救う製品へタイムリーにアクセスすることを妨げることを認識し、2008年12月に実施された医療機器審査迅速化アクションプログラムにしたがって、審査期間やプロセスを着実に改善してきている。薬事法の改正を通じて、医療審査プロセスがさらに改善されるだろう。薬事法改正法案は、医薬品とは異なる医療機器の特徴を考慮した制度の構築を包含する。米国政府は日本に対し、日本政府が薬事法改正を進める中で、アクションプログラムの目標を達成するとともに追加的な措置を取ることを引き続き求める。

医療機器に対する日本の償還価格政策は、市場に革新的な医療技術が導入されることを阻害し続けている。日本の外国平均価格参照制度の適用及び同制度の変更に特別の懸念を有している。米国政府は日本政府に対し、イノベーションを報い、企業が先進医療製品の研究開発に投資するインセンティブを与える、予見可能で安定的な償還価格政策を実施するよう引き続き求める。

医薬品については、米国政府は日本政府が2010年に（試行的に）実施した新薬創出等加算制度を歓迎する。2012年4月1日、2年毎の薬価改定において、日本政府は、試行的に導入された新薬創出等加算制度を向こう2年間継続することを決定した。米国政府は、新薬創出等加算制度については、その恒久化を引き続き求めるとともに、市場拡大再算定制度など、革新的な医薬品の開発と導入を妨げる他の償還政策を導入することを控えるよう日本に求める。

日本の医薬品・医療機器償還決定プロセスの透明性は、追加的な構造的変更の可能性を含め、近年向上したが、米国政府は日本政府に対し、より開かれた予測可能性のある市場を育成するために、最近の改善を基にさらに取組むことを引き続き求める。

(5) 栄養補助食品

健康強調表示に対する非常に負担の大きい規制が主要な懸念である。他にも、食品添加物申請に要する長いリードタイム、栄養補助食品の製造に際しての有機溶剤の使用制限を含む食品成分及び食品添加物の使用制限、栄養補助食品に対する輸入税が、

同じ成分が含まれる医薬品に比して高いこと、新成分の分類における透明性の欠如、健康食品関連規制の制定プロセスにおける透明性の欠如に対して懸念がある。米国政府は日本政府とこれらの問題について引き続き協議する。

(6) 化粧品及び医薬部外品

医薬部外品として分類される特定の製品に対する市販前承認のプロセスは、負担が大きく、透明性を欠き、製品の安全性・品質・有効性を高めるとは思われない要件を含む。また、化粧品と医薬部外品の広告・表示の規制が、消費者が情報に基づいた選択を行うために企業が消費者に製品の利点を伝えることを妨げている。2011年夏、日本政府は化粧品について「小じわを目立たなくする」という新たな広告表示を認めることに同意した。米国政府は懸案事項について取り組むよう引き続き求める。

(7) 食品及び栄養機能食品の成分開示要求

新開発食品及び栄養機能食品について、成分と食品添加物の名称・割合・製造工程の表記を求めていることは、負担が大きく、専有情報の競争相手への漏出の危険もある。

(8) 航空宇宙

米国政府は、米国企業が日本の衛星市場に参画できる機会を十分に得られるよう働きかけている。

(9) ビジネス航空

日本は、最も顕著な例が成田空港だが、規制の自由化及びインフラへの投資を通じて、ビジネス航空事業を強化する取組を行ってきている。米国政府は、ビジネス航空分野において一層の自由化を進めるため、APEC交通ワーキンググループ等を通じて、引き続き航空局と協働する。

(10) 民間航空

米国と羽田空港の間の運行は限定されている。米国政府は、米国航空会社による羽田空港へのアクセスの商業的に意義ある拡大について、引き続き関心を払っていく。

(11) 運輸及び港湾

米国政府は、長年、日本の港湾に関する参入障壁と競争力に関する懸念を持っている。長期的な関係、透明性の欠如、ライセンス要件及びその他の慣行や条件は、外国船会社が日本において事業を行う能力を大きく制限してきた。